

循環型社会の実現

廃棄物排出量削減活動

廃棄物排出量・リサイクル率

川崎重工は、「資源を無駄なく利用する製品とものづくりで、有限な資源を大切に活かし切り、循環させる」ことを目指してさまざまな活動に取り組んでいます。

廃棄物排出量削減の取り組みとして、廃油の再利用・再生利用等の推進ならびに工場から排出される廃棄物を単純焼却や埋立てをせずにリサイクル率100%を目指すゼロエミッション活動を継続的に推進しています。工場の特性に応じた活動とともに、各工場に共通する次のような項目については、全社に展開しています。

全社共通の取り組み

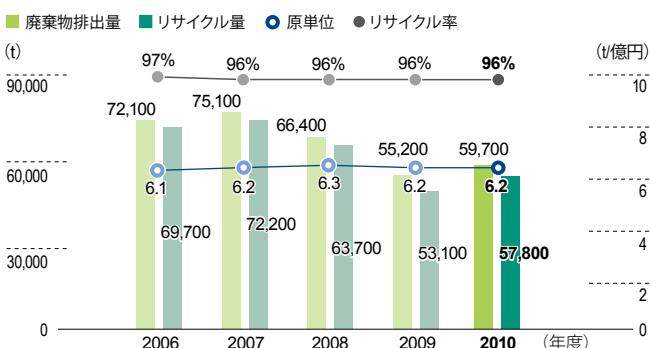
- ・廃棄物の排出量上位3物質(金属くず、廃油、木くず等)の削減活動
- ・省資源、3Rの推進
- ・ゼロエミッションの維持・向上
- ・電子マニフェスト導入の推進

こうした活動の結果、2010年度のリサイクル率は2009年度と同じ、96%になりました。

廃棄物の総排出量については、操業度の回復に伴う生産量の拡大等により、2009年度実績より約8%増の約59,700tとなりました。

また、売上高原単位指標においては、6.2ポイントと昨年とほぼ同様でしたが、売上原単位(廃棄物総排出量／売上高)を2012年度までに2002年度と比べて12%削減することを全社目標としており、全社共通の取り組みの効果を分析し、効率的な施策を進めています。

廃棄物排出量とリサイクル率



産業廃棄物処理業者の現地確認について

産業廃棄物の適正処理を行う排出事業者の責任として、各工場で委託処理している業者の現地確認を少なくとも2～3年に一度行っています。自社の産業廃棄物が契約書どおりに処理されていることを担当者が現地で確認するとともに許可期限の確認や現地確認レポートを作成し、情報を全社共有すべく社内イントラネットに公開しています。

PCB廃棄物の適正処理

当社が保有しているPCB廃棄物は、PCB特措法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法)に従って、所轄都道府県知事に毎年6月末までに届け出ています。また、日本環境安全事業(株)(JESCO)による処理完了まで、廃掃法(廃棄物処理及び清掃に関する法律)及び政省令に基づき、当該事業所に特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、厳重に保管管理しています。

電子マニュフェストの導入と社内管理システムの構築について

環境データ管理システムの再構築にあたり、電子マニフェストのJWNETとも連携した社内システムの構築を行っているところです。これにより、各工場の環境データを本社で一元管理するとともに、電子マニフェストの導入による法令遵守の徹底やマニフェスト伝票の管理工数削減に取り組んでいきます。

環境データ管理システム

